

令和6年度 免除制度・納付猶予制度 免除申請が7月1日から始まります!

経済的な理由などで、国民年金保険料の支払いが困難な場合、申請により保険料の全額又は一部が免除となる『保険料免除制度』や『納付猶予制度』を利用できます。

審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。

■保険料免除制度(全額・一部)

所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。申請が承認されると保険料納付の全額又は一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます。

※一部免除は減額された保険料を納付しない限り、「未納」扱いとなり、年金受給資格期間には反映されません。ご注意ください。

■納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に、保険料納付が猶予されます。年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算上は含まれません。

学生納付特例制度(学生免除)はお済みですか?

所得制限・対象校あり。年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算上は含まれません。

必要書類

- ①マイナンバーカードなどの本人確認書類
- ②失業などを理由とする場合は、「雇用保険被保険者離職票等」のコピー
- ③代理人が申請する場合は「委任状」

申請先

村民課 年金係又は名護年金事務所

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をしましょう。

- お問い合わせの際には、基礎年金番号又はマイナンバーが分かるものを手元にご準備ください。

お問い合わせ:名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声案内(②番▶②番)
村民課 ☎966-1205



多言語
international

献血のご協力ありがとうございました

沖縄県赤十字血液センターの献血バスが5月14日、村役場で献血を実施しました。天候にも恵まれたこの日は、地域住民と村役場職員など多くの皆さんが献血バスを訪れ、合わせて56名の方が献血に協力くださいました。県内の血液在庫状況は逼迫しており、多くの皆さまの献血へのご協力が欠かせません。献血バスは県内の市町村を移動しながら献血の呼びかけを行っております。

「献血で つながる 命があります」皆さまの献血へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

